

# 岐阜県公報

## 目次

### 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課)

二

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

二

### 訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

号外(一) 令和元年十月十五日

## 規則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第五十九号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項の表家畜防疫対策課の項中「防疫企画係」を「防疫対策係」に改め、同項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課

管理調整係、防疫企画係、感染予防対策係

第十条第二項の表家畜防疫対策課の項第一号中「こと」の下に「(他の所掌に属するものを除く。)」を加え、同項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課

- 一 家畜の伝染病対策に係る総合的な企画立案及び調整に関すること。
- 二 野生いのししの捕獲、調査等の対策に関すること。
- 三 野生いのししへの経口ワクチンの散布等に関すること。

第十条第三項の表畜産振興課の部の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課

野生いのしし対策室

捕獲・調査係、経口ワクチン対策係

第十条第三項の表農村振興課の部鳥獣害対策室の項中「鳥獣害対策第一係、鳥獣害対策第二係」を「鳥獣害対策係」に改める。  
第十条第四項の表飛騨牛銘柄推進室の項の次に次のように加える。

野生いのしし対策室

第二項の表家畜伝染病対策課の項第二号及び第三号に掲げる事務

第十八条第二項中「三人」を「四人」に改め、同条第二項中「及び農政部」を削り、「一人は上司」を「一人及び農政部に置かれる次長のうち二人は上司」に改める。  
第二十六条中「家畜防疫企画監」を「家畜防疫対策監」に改める。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則（昭和三十七年岐阜県規則第八十九号）の一部を次のように改正する。  
別表第二農政部の部家畜防疫対策班の項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策班	農政部 家畜伝染病対策課長	家畜の防疫及び診断に関すること。
----------	------------------	------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第六十一号

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則（昭和三十九年岐阜県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。  
別表第一上欄中「家畜防疫対策課」の下に「家畜伝染病対策課」を加え、同表家畜防疫対策課の項中「家畜防疫企画監」を「管理監」に改め、同項の次に次のように加える。

家畜伝染病対策課

管理監

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第七号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般  
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三家畜防疫対策課の表の次に次のように加える。  
家畜伝染病対策課

<p>事務の種類</p> <p>一 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下この項中「法」という。）及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（以下この項中「省令」という。）の施行事務（いのししに係るものに限る。）</p>	<p>副知事専決事項</p>	<p>部長専決事項</p> <p>1 法第十四条の二第二項の規定による実施計画の策定及びその変更</p> <p>2 法第十四条の二第四項において読み替えて準用する法第七条第六項の規定による環境大臣への協議</p>	<p>課長専決事項</p> <p>1 法第十四条の二第三項の規定による環境大臣への報告</p> <p>2 法第十四条の二第四項において準用する法第七条第五項の規定による意見聴取及び同条第七項の規定による協議</p> <p>3 法第十四条の二第五項の確認</p> <p>4 法第十四条の二第六項の規定による国の機関からの捕獲等の結果の通知の受付</p> <p>5 法第十四条の二第七項の規定による事業実施の委託</p> <p>6 法第十四条の二第八項第二号の確認</p> <p>7 法第十四条の二第九項の規定により読み替えて適用する法第九条第八項の従事者証の交付、同条第九項の従事者証の再交付及び同条第十一项の規定による従事者証の返納の受付</p> <p>8 省令第十三条の九第五項及び第六項の</p>
---	----------------	--	--

別表第三農村振興課の表八の項中「施行事務」の下に「いのししに係るものを除く。」を加える。

附 則

この訓令は、令和元年十月十五日から施行する。

規定による変更の届出の受付

9 省令第十三条の九第七項の規定による亡失の届出の受付

令和元年十月十五日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社